

東京 2020 教育プログラム(学校編)
マーク等取扱い基準(Ver.2)

2017 年 9 月

公益財団法人
東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

I. はじめに

- ・本基準は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」といいます。）が管理するオリンピック・パラリンピックに関する知的財産のうち、組織委員会が認証した学校の教育事業（以下、「認証事業」といいます。）に使用することを認めた「東京 2020 教育プログラム」のロゴマーク（以下、「マーク」といいます。）及び、東京 2020 教育プログラムに係る名称（以下、「名称」といいます。）の使用に関する取扱い基準の概要を説明するものです。
- ・マーク及び名称（以下、総称して「マーク等」といいます。）は、日本国内では商標法、不正競争防止法又は著作権法等により保護されています。
- ・マーク等は、認証事業以外に使用することはできません。事業の認証を希望される方は、組織委員会の定める「東京 2020 教育プログラム ガイドライン（学校編）」（以下、「ガイドライン」といいます。）に基づき、事業を申請し、組織委員会の認証を得て、使用していただきますようお願い申し上げます。

II. 使用可能なマーク等について

1. マーク

- ・認証事業を受けたアクションに対して、後述する使用方法で以下の東京 2020 公認マークを使用することができます。
- ・東京 2020 公認マークは、原則、デュアルエンブレムが入ったマークを使用していただきます。特段の事情がある場合には、オリンピックエンブレム又はパラリンピックエンブレムどちらか一方のみが入ったマークを使用していただくことも可能です。また、名称は、日本語表記、英語表記のいずれかを使用者が選択できます。

<東京 2020 公認マーク（デュアルエンブレム）>



<東京 2020 公認マーク（オリンピックエンブレム）>



<東京 2020 公認マーク（パラリンピックエンブレム）>



2. 名称

- ・日本語：東京 2020 オリンピック・パラリンピック教育実施校
（英語：Tokyo2020 Olympic and Paralympic Education School）
愛称 日本語：「ようい、ドン！スクール」
（英語：“Yoi, Don! School”）

Ⅲ. 認証対象となる事業

- ・東京 2020 大会ビジョン（全員が自己ベスト、多様性と調和、未来への継承）、オリンピックの3つの価値（卓越、友情、敬意/尊重）、パラリンピックの4つの価値（勇気、強い意志、インスピレーション、公平）、スポーツの価値（チャレンジすることや努力を学ぶ態度、ルールの尊重、フェアプレーの精神）及び東京 2020 教育プログラムのレガシーコンセプトと合致し、東京 2020 大会機運醸成やレガシーの創出に資すると認められる事業が認証対象となりますが、詳細は組織委員会の定めるガイドラインをご参照ください。

（抜粋）東京 2020 参画プログラム ガイドライン -東京 2020 教育プログラム 学校編-
（2017 年度版 Ver. 2）

■残すべき3つのレガシー

レガシー①：失敗を恐れず自ら行動を起こす人材、将来に向かって自信と勇気を兼ね備えた人材を育てていく

レガシー②：障害の有無、人種、言語等、様々な違いがあることを理解しつつ、共につながり、助け合い、支え合って生きていく力を身に付ける（多様性の理解）

レガシー③：東京 2020 大会を契機に国際社会や地域社会の活動に関心を持って、主体的、積極的に社会に参画できる人材を育てていく

IV. 使用が認められる組織

- ・ 認証事業について、マーク等の使用が認められる組織は、以下となります。
 1. 組織委員会に対して事業の申請を行い認証を受けた教育委員会
 2. 1.の教育委員会を通じて事業の申請を行い、組織委員会による認証を受けた公立又は私立学校
 3. 組織委員会に対して直接、事業の申請を行い認証を受けた国立学校、高等専修学校、各種学校として認可を受けた外国人学校、日本人学校（以下、「国立学校・その他」と言う。）
- ・ マーク等の使用にあたっては、事前に、組織委員会に対し、組織委員会が指定する窓口を通じてマーク等の使用等に関する確認書を提出する必要があります。なお、確認書の署名者は、公立学校、私立学校、国立学校・その他の区別に応じて、以下のとおりです。詳細は、「東京 2020 教育プログラム ガイドライン（学校編）」をご確認ください。
 1. 公立学校：学校の設置者である地方公共団体の長もしくは管轄教育委員会の長
 2. 私立学校：当該設置者の代表者
 3. 国立学校・その他：当該設置者の代表者

V. 使用承認

- ・ 「教育現場のみに限られる使用」（後述 X 参照）であるかを問わず、マーク等の使用を希望する場合には、事前に、組織委員会による事業の認証及び確認書の提出が必要です。また、以下の事項への同意が必要となります。
 1. マーク等の使用後は、必ず「東京 2020 教育プログラム ガイドライン（学校編）」に従って、所定の書式による実績報告書を組織委員会の指定する窓口へ提出しなければなりません。
 2. マーク等の使用に際しては、組織委員会が指定した条件、その他の指示を遵守しなければなりません。
- ・ 対外的に発信する媒体にマーク等の使用を希望する場合には、上記に加えて、以下の事項を遵守することが必要となります。

組織委員会が指定する窓口に対して、所定の書式に従って、マーク等の付与が必要な時期から遡って 2 週間前までに、マーク等の使用を申請し、組織委員会の電子メールを含む書面（以下「書面」といいます。）による承認を得なければなりません。
- ・ マーク等の使用が「教育現場のみに限られる使用」（後述 X 参照）である場合には、個別にマーク等の使用申請を提出いただくことは不要です。ただし、上述のとおり、「教育現場のみに限られる使用」（後述 X 参照）であるかを問わず、マーク等の使用を希望する場合には、事前に、組織委員会による事業の認証及び確認書の提出が必要となるのでご注意ください。

VI. マーク等の使用に関する基本原則

・「教育現場のみに限られる使用」(後述X参照)であるかを問わず、マーク等を使用する場合には、常に以下の基本原則を遵守する必要があります。

1. 認証事業の告知・実施・報告活動にのみ使用すること。
2. 学校組織としてのマーク、名称として誤解されるような使用方法でないこと(例えば、学校の紹介等を掲載する一般的なホームページ又はパンフレット等での利用や学校のロゴとの一体的な使用など(名刺での使用も不可))。
3. 認証事業が、オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会の一部として実施されるような表現をしないこと。また、組織委員会が実施しているものと誤認されるような使用方法でないこと。
4. 承認を得たマーク等の使用と異なる目的や態様で使用したり、マーク等を修正又は改変しないこと。
5. 学校の生徒募集や寄付金募集を主な目的として、マーク等を使用しないこと。
6. 営利団体(オリンピック・パラリンピックのスポンサー企業を除く)の広告に繋がる使用方法でないこと。

VII. 使用にあたっての主な注意事項

・「教育現場のみに限られる使用」(後述X参照)であるかを問わず、マーク等を使用する場合には、常に以下の基本原則を遵守する必要があります。

1. マーク等を自己若しくは第三者の商品・サービス等を宣伝したり、認証事業に関連して寄付金を募るなどの資金調達を目的に使用することや、営利目的に使用することは認められません。
2. マーク等の使用対象は認証事業のみに限られます。その為、同一団体の事業であっても、生徒募集や学校紹介等、認証事業と関係のない活動にマーク等を使用することはできません。
3. マーク等の使用にあたっては、サイズ、配置、フォント、色調等について、東京2020公認マークガイドラインを遵守する必要があります。

VIII. マーク等の使用例

・認証事業に関する下記の品目が教育現場に限られることなく対外的に発信される場合、その品目へのマーク使用に際しては、組織委員会の書面による事前の承認が必要となります。また、本基準で示した品目以外を製作し対外的に発信したい場合は、都度、申請をいただいた上で組織委員会にて個別に可否を判断します。

また、組織委員会では、日本国外においてマーク等の商標登録を行っていないため、日本

国外に所在する日本人学校が、教育現場に限ることなく対外的に発信する場合、下記の記述に関わらず制限が設けられる場合があります。具体的な事例については、組織委員会にお問い合わせください。

なお、「教育現場のみに限られる使用」（後述Ⅹ参照）については、個別のマーク等の使用申請は不要ですが、本取扱基準を含む各種ガイドラインを遵守する必要があります

（マーク等を使用し対外的に発信可能な品目）

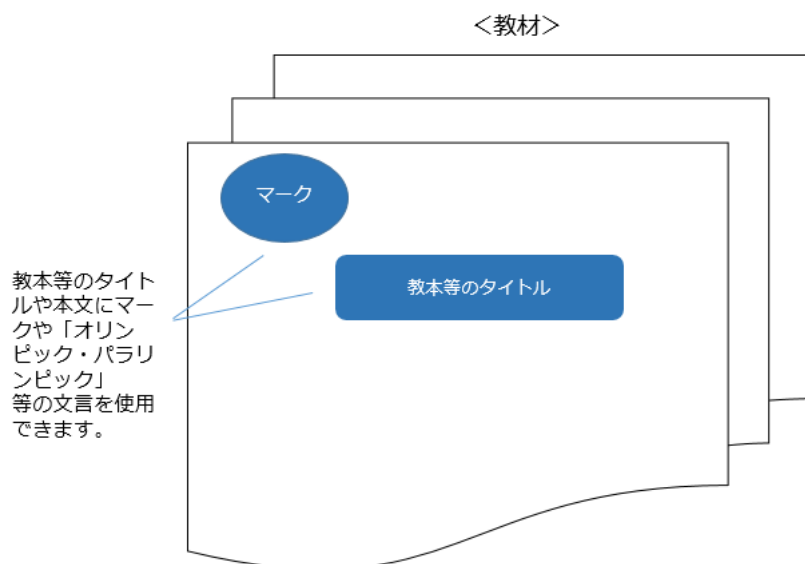
認証事業に使用される教材、学校のホームページ（認証事業に関する紹介部分に限る）、学校案内冊子（認証事業に関する紹介部分に限る）、認証事業に関するポスター等

（共通禁止事項）

生徒募集、寄付金募集等の紹介を主とするページや、非スポンサーの広告に関する記述があるページには、認証事業に関する記事やマーク等を掲載することはできません。また、校章等の組織を表すマーク等と一体的に使用するなど、学校自体のマーク、名称として誤解されるような使用をすることはできません。

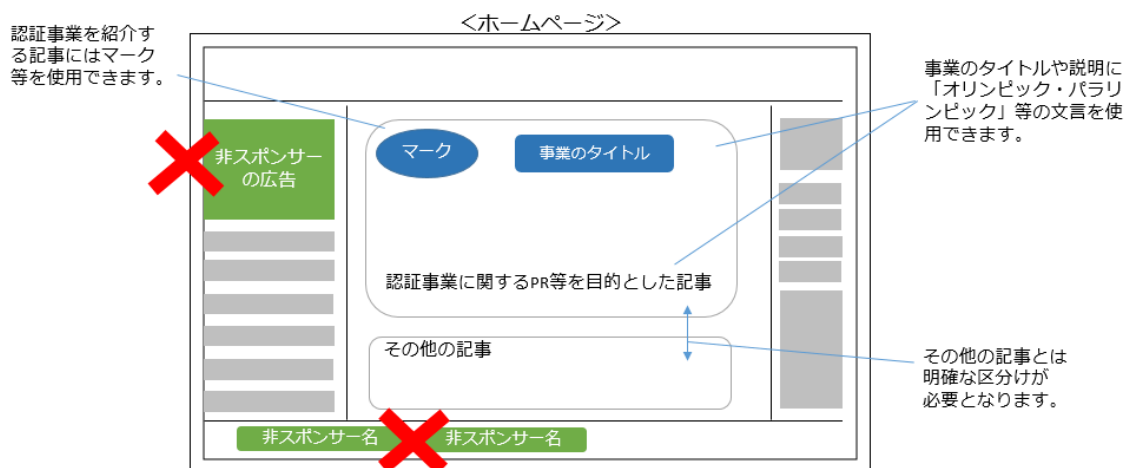
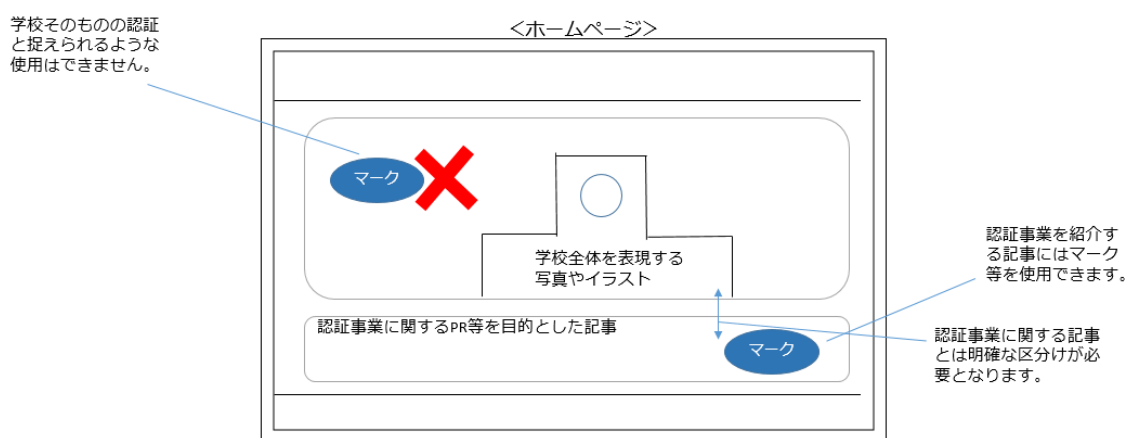
一教材

認証事業に使用されるオリンピック・パラリンピック教材について、教本や映像資料等に、マーク等を使用することができます。



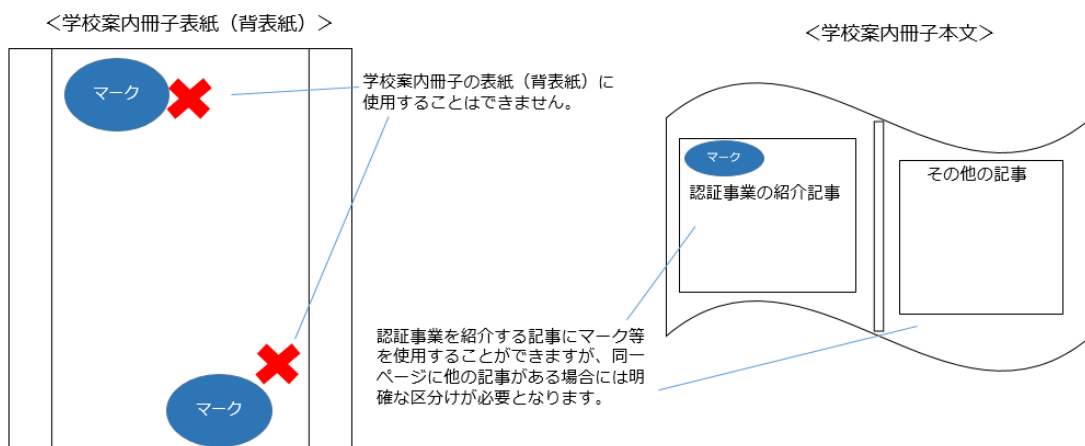
ーホームページ

認証事業に関する告知・実施・報告活動を目的とした記事にのみマーク等を使用することができます。校章等の組織を表すマーク等と一体的に使用するなど、学校自体のマーク、名称として誤解されるようなマーク単独での使用はできません。トップページにはオリンピック・パラリンピック教育を実施していることが分かる記事があれば、マークを使用することが可能ですが、他の記事とは明確な区分けが必要となります。特に、生徒募集、寄付金募集等の紹介を主とするページや、営利団体（オリンピック・パラリンピックのスポンサー企業以外）の広告に関する記述があるページには、認証事業に関する記事やマーク等を掲載することはできません。



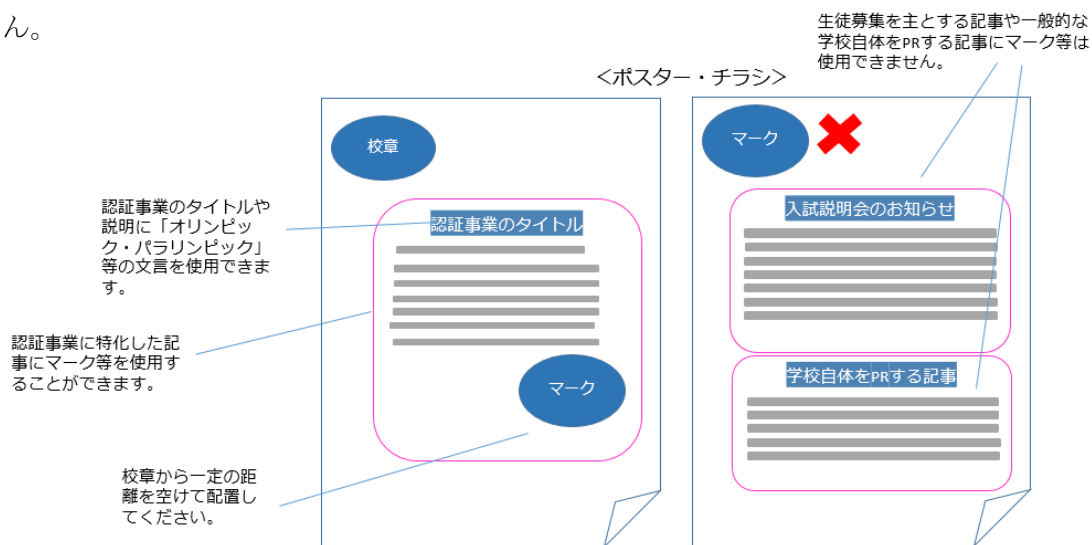
一 学校案内冊子

認証事業に関する告知・実施・報告活動を目的とした記事にのみマーク等を使用することができますが、同一ページに他の記事がある場合には明確な区分けが必要となります。特に、生徒募集、寄付金募集等の紹介を主とするページや、営利団体（オリンピック・パラリンピックのスポンサー企業以外）の広告に関する記述があるページには、認証事業に関する記事やマーク等を掲載することはできません。また、学校案内冊子の表紙（背表紙）に使用したり、校章等の組織を表すマーク等と一体的に使用するなど、学校自体のマーク、名称として誤解されるような使用をすることはできません。



一 ポスター・チラシ

認証事業に関する告知・実施・報告活動を目的とした記事にのみマーク等を使用することができます。特に、生徒募集、寄付金募集や営利団体（オリンピック・パラリンピックのスポンサー企業以外）の広告に関する記述がある場合、認証事業に関する記載やマーク等を使用することはできません。また、校章等の組織を表すマークと一体的に使用するなど、学校自体のマーク、名称として誤解されるような使用をすることはできません。



IX. マーク等の使用申請

- ・対外的に発信する媒体にマーク等の使用を希望する場合には、個別にマーク等の使用申請を行い、組織委員会の承認を受ける必要があります（上記V参照）。他方で、マーク等の使用が「教育現場のみに限られる使用」（後述X参照）である場合には、個別にマーク等の使用申請を提出いただくことは不要です。
- ・申請は、所定の様式を組織委員会に書面にて提出していただきます。
- ・マーク等の無断使用、又は認証事業以外への使用その他本取扱基準を含む各種ガイドライン又は組織委員会の指示への違反があった場合には、認証の取消、マーク等の使用中止を求めることがあります。

X. 「教育現場の使用」の範囲について

前述の「教育現場のみに限られる使用」の例示は、以下のとおりです。なお、ウェブサイト等、不特定多数の人々に公開される場合は、事前に組織委員会に申請してください。

- ・教材（プリント等。ウェブサイト等で公開されるものを除く）。
- ・学校行事（運動会、文化祭等）に関連して、学校内に掲示されるポスター、のぼり、横断幕等。なお、事情により学校の敷地外で当該が行われる場合は、学校現場と同じ扱いとするが、その際、掲示物が、会場となる施設や施設を管理・運営する企業のPRに繋がらないよう、配慮すること。
- ・特定の対象者に向けた文書（地域や保護者に配布する学校便り等。なお、ウェブサイト等に掲載されるものを除く）。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

企画財務局 アクション&レガシー部

Tel : 0570-00-6620（コールセンター）